

広島県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める訓令

この教育委員会教育長訓令の施行の際現に公布されている広島県教育委員会教育長訓令において読点として表記する「、」を「，」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会教育長訓令は、令和五年五月一日に施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会教育長訓令の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。